

日常生活用具給付等 品目一覧表

別表(第4条関係)

1 給付

(1) 介護・訓練支援用具

種 目	対象障害名等				基 準 額 単位:円	耐用年数	備 考
	身体障害者	児童・知的障害者	精神障害者	難病患者等			
特殊寝台(訓練用ベッド)	下肢又は体幹機能2級以上	下肢又は体幹機能2級以上で、原則として学齢児以上のもの。	—	下肢又は体幹機能に障害のある者	154,000	8年	難病患者等は医師の診断書を添付
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び下肢又は体幹機能障害2級以上でそれぞれ原則として3歳以上のもの。	—	寝たきりの状態にある者	19,600	5年	難病患者等は医師の診断書を添付
特殊尿器	下肢又は体幹機能1級(常時介護を要する者に限る)	下肢又は体幹機能1級であって、常時介護を要する者で原則として学齢児以上のもの。	—	自力で排尿できない者	67,000	5年	難病患者等は医師の診断書を添付
入浴担架	下肢又は体幹機能2級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	下肢又は体幹機能2級以上で、入浴に介護を要するもの。原則として3歳以上のもの。	—	下肢又は体幹機能に障害があり、他人の介助を要する者	82,400	5年	難病患者等は医師の診断書を添付
体位変換器	下肢又は体幹機能2級以上(下着交換等にあたって、家族等他人の介護を要する者に限る)	下肢又は体幹機能2級以上(下着交換等にあたって、家族等他人の介護を要するもので原則として学齢児以上のもの。)	—	寝たきりの状態にある者	15,000	5年	難病患者等は医師の診断書を添付
移動リフト	下肢又は体幹機能2級以上のもの。	下肢又は体幹機能2級以上で、原則として3歳以上のもの。	—	下肢又は体幹機能に障害のある者	159,000	4年	難病患者等は医師の診断書を添付
訓練いす	—	下肢又は体幹機能障害の2級以上で、原則として3歳以上のもの。	—	下肢又は体幹機能として3歳以上の者	33,100	5年	難病患者等は医師の診断書を添付

(2) 自立生活支援用具

種 目	対象障害名等				基 準 額 単位:円	耐用年数	備 考
	身体障害者	児童・知的障害者	精神障害者	難病患者等			
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの。	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもので原則3歳以上のもの。	—	入浴に介助を要する者	90,000	8年	難病患者等は医師の診断書を添付
便器	下肢又は体幹機能2級以上	下肢又は体幹機能2級以上で原則として学齢児以上	—	常時介護を要する者	20,000	8年	難病患者等は医師の診断書を添付
頭部保護帽	転倒等により頭部を強打する恐れのある身体障害者であって、必要と認められるもの。	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるものでてんかんの発作により頻繁に転倒するもの。	精神保健福祉手帳を所持し、てんかんの発作により頻繁に転倒するもの。	転倒等により頭部を強打する恐れのある者であって、必要と認められる者。	A 15,200 B 36,750	3年	A スポンジ、革を主材料 B スポンジ、革、プラスチックを主材料 価格はオーダーメイドによるもの。レディメイドの場合は価格の80%の範囲内。 難病患者等は医師の診断書を添付
つえ	下肢又は体幹機能の身体障害者	下肢又は体幹機能の身体障害児	—	下肢又は体幹機能に障害のある者	(主体-木材、外装-ニス塗装) 2,200 (主体-軽金属、外装-塗装なし) 3,000	3年	夜光材付とした場合は410円(全面夜光材付とした場合は1,200円)増しとすること。価格は1本当たりのもの。 難病患者等は医師の診断書を添付。
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内での移動等において介助を必要とするもの。	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内での移動等において介助を必要とするもので原則として3歳以上のもの。	—	下肢が不自由な者	60,000	8年	難病患者等は医師の診断書を添付

日常生活用具給付等 品目一覧表

特殊便器	上肢障害2級以上	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの及び上肢障害2級以上で、原則として学齢児以上のもの。	-	上肢機能に障害のある者	151,200	8年	難病患者等は医師の診断書を添付
火災警報器	障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であるもの及び身体上の障害の程度が2級以上のもので、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該障害者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る)	-	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	15,500	8年	難病患者等は医師の診断書を添付
自動消火器			-		28,700	8年	難病患者等は医師の診断書を添付
電磁調理器	視覚障害2級以上(盲人のみ世帯及びこれに準ずる世帯)	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害児・者として判定され障害の程度が重度又は最重度であって18歳以上のもの。	-	-	41,000	6年	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上	-	-	7,000	10年	
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の方(聴覚障害者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	-	-	-	87,400	10年	「お知らせランプ」、「知るウォッチ」

(3) 在宅療養等支援用具

種 目	対象障害名等				基 準 額 単 位: 円	耐用年数	備 考
	身体障害者	児童・知的障害者	精神障害者	難病患者等			
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連携式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの。	腎臓機能障害3級以上で原則として3歳以上のもの。	-	腎臓機能に障害があり、自己連携式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	51,500	5年	難病患者等は医師の診断書を添付
ネブライザー	呼吸器障害3級以上又は同程度の障害者であって必要と認められるもの。	呼吸器障害3級以上又は同程度の障害者であって必要と認められるもので原則として学齢児以上のもの。	-	呼吸器機能に障害のある者	36,000	5年	肢体障害で気管切開なら無条件、それ以外の寝たきり等の場合は診断書を添付
電気式たん吸引器				呼吸器機能に障害のある者	56,400	5年	
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行うもの。	-	-	医療保険における在宅酸素療法を行う者	17,000	10年	難病患者等は医師の診断書を添付
盲人用体温計(音声式)	視覚障害2級以上(盲人のみ世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上のもの。(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)	-	-	9,000	5年	
盲人用体重計	視覚障害2級以上(盲人のみ世帯及びこれに準ずる世帯)	-	-	-	18,000	5年	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	医療保険における在宅酸素療法を行う者	医療保険における在宅酸素療法を行う者	-	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5年	難病患者等は医師の診断書を添付

日常生活用具給付等 品目一覧表

(4) 情報・意思疎通支援用具

種 目	対象障害名等				基 準 額 単 位:円	耐用年数	備 考
	身体障害者	児童・知的障害者	精神障害者	難病患者等			
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの。	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの。	—	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	98,800	5年	難病患者等は医師の診断書を添付
情報・通信支援用具	視覚又は両上肢機能障害2級以上の者であって、必要と認められるもの。	視覚又は両上肢機能障害2級以上の身体障害児であって、必要と認められるもので、原則として学齢児以上。	—	視覚又は両上肢機能に障害があり、必要と認められる者	100,000	6年	障害があることにより必要となるパソコン周辺機器及びソフト 難病患者等は医師の診断書を添付
点字ディスプレイ	視覚障害者及び聴覚障害者の重度重複障害者(視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められるもの。	—	—	—	383,500	6年	
点字器(点筆含む。)	視覚障害者(児)であって、必要とみとめられるもの。	—	—	—	標準型A 10,400	7年	A32マス18行、両面書、真鍮版製
				—	標準型B 6,600		B32マス19行、両面書、プラスチック製
				—	携帯用A 7,200	5年	A32マス4行、片面書、アルミニウム製
				—	携帯用B 1,650		B32マス4行、片面書、プラスチック製
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。)	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれるものに限る。)	—	—	63,100	5年	
視覚障害者用ポータブルレコーダー(録音再生機)	視覚障害2級以上	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上のもの。	—	—	85,000	6年	「ブレクストーク」「ピクチャーリーダーレコーダー」等を想定した額。従来のテープレコーダーを希望する場合は23,000円とする
視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生専用機)	視覚障害2級以上	視覚障害2級以上で、原則として学齢児以上のもの。	—	—	35,000	6年	
視覚障害者活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上	視覚障害2級以上で原則として学齢児以上	—	—	99,800	6年	スピーチオ
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの。	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齢児以上のもの。	—	—	198,000	8年	
盲人用時計	視覚障害2級以上 なお、音声時計は、手指の触覚に障害があるなどのため触読式時計の使用が困難なものを原則とする。	—	—	—	触読 10,300	10年	
				—	音声 13,300		
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。	—	—	—	テレビ電話 71,000	5年	FAX テレビ電話
				—	FAX 25,000		
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる児童。	—	—	88,900	6年	アイドラゴン 既に文字放送デコーダの給付を受けたもので、耐用年数に満たないものであっても緊急信号受信の目的に鑑み、給付可能とする。

日常生活用具給付等 品目一覧表

人工喉頭	音声・言語又はそしやく機能障害であって、喉頭摘出者。電動式は、職業上又は教育上真に必要な者及び社会活動への参加の頻度が高い者。		—	音声・言語又はそしやく機能障害であって、喉頭摘出者。電動式は、職業上又は教育上真に必要な者及び社会活動への参加の頻度が高い者。	笛式 5,000	4年	呼吸によりゴムなどの膜を振動させ、ピニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 難病患者等は医師の診断書を添付
					電動式 70,100	5年	
点字図書	主に情報入手を点字によっている視覚障害者。	主に情報入手を点字によっている視覚障害児。	—	—	厚生労働大臣が必要と認めた額	—	点字図書発行証明書による

(5) 排泄管理支援用具

種 目	対象障害名等			基 準 額	耐用年数	備 考
	身体障害者			単 位 : 円		
ストマ用装具	腸管又は膀胱の切除により肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排便・排尿を行っている者			蓄尿袋 11,639	—	
				蓄便袋 8,858		
紙おむつ	(1) 直腸又は膀胱の機能障害者(児)又は排便又は排尿機能の障害を有する者で次の各号のいずれかに該当する者 ① 腸管又は尿路変更のストマの著しい変形若しくはストマ周辺の著しい皮膚のびらんがある者 ② 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度の排便又は排尿の機能障害のある者 ③ 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 (2) 直腸又は膀胱機能障害の認定に関わらず、次の全ての条件に該当する3歳以上65歳未満の身体障害者(児) ① 四肢機能障害や体幹機能障害により、独力でトイレ等での排泄ができないこと。 ② 排便若しくは排便の意思表示が困難又は介助を受けていても意思表示を示してのトイレ等での排泄が困難なこと。 ③ 介助による定時排泄ができないこと。			紙おむつ12,000	—	(1)①及び(2)の要件で利用を希望する者は医師の意見書を添付
収尿器	脊椎損傷等による身体障害者(児)で、排尿障害(特に失禁のある者)のため、必要と認められるもの (ただし、膀胱機能障害の認定を受けていない者は、医師の診断書が必要)。 なお、排尿障害(特に失禁のある者)のため、必要と認められる難病患者も対象とする。			男性用A 7,700	1年	A普通型、B簡易型(簡易型は採尿袋20枚を1組とする。)難病患者等は医師の診断書を添付
				男性用B 5,700		
				女性用A 8,500		
				女性用B 5,900		

(6) 居宅生活動作補助用具

種 目	対象障害名等				基 準 額	耐用年数	備 考
	身体障害者	児童・知的障害者	精神障害者	難病患者等	単 位 : 円		
居宅生活補助用具 (住宅改修費)	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級3級以上であるもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの)。	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級3級以上であるもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの)。	—	下肢又は体幹機能に障害のあるもの	200,000		介護保険の要件と共通難病患者等は医師の診断書を添付

備考

- 1 乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 同世帯に2人以上の障害者がいても、世帯給付できる品目については、一世帯にひとつのみの給付とする。ただし、個人携帯が原則の品物については、個別に給付して構わない。